

○後志広域連合電子計算組織の管理及び運営に関する規程

〔平成21年 3 月27日〕
訓令第 1 号

改正 平成28年10月 7 日訓令第 1 号

改正 令和 5 年 3 月31日訓令第 3 号

(目的)

第 1 条 この訓令は、後志広域連合の電子計算組織の適正な運営の確保並びに電子計算組織を利用する業務処理に係るデータの保護及び管理について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子計算機 演算装置、記憶装置、制御装置及び入出力装置を備え、磁気化等の手段により入出力情報を不可視の形態で保存できる機器をいう。
- (2) 端末機 電子計算組織のうち、通信回線を介してデータの入力、更新、検索、出力等の操作を行うための機器をいう。
- (3) 電子計算機処理 電子計算機により与えられた一連の処理手順に従って事務処理をすることをいう。
- (4) 電子計算組織 電子計算機及び端末機その他関連機器で構成され、与えられた一連の処理手順に従って事務を処理する組織をいう。
- (5) データ 電子計算機に入力される情報若しくは入力された情報又は電子計算機から出力された情報をいう。
- (6) ファイル 磁気ディスク、磁気テープ、フロッピーディスクその他の記録媒体に体系的に構成されて記録されているデータの集合をいう。
- (7) プログラム 電子計算機処理の手順を電子計算機処理用の言語によって書き表したものをいう。
- (8) システム 電子計算組織において、特定の目的及び機能を果たすための個々の組織系列をいう。
- (9) ドキュメント システム設計書、操作手順書その他の電子計算組織を利用した業務処理についての取扱いを示す記録及び文書をいう。
- (10) 個人データ 個人についてのデータであって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。
- (11) 執行機関等 広域連合長、議会、選挙管理委員会及び監査委員をいう。
- (12) 課等 次に掲げる組織をいう。

ア 広域連合長の事務部局の課及び室

- イ 議会事務局
- ウ 選挙管理委員会
- エ 監査委員事務局

(電子計算組織総括管理者)

第3条 電子計算組織を総括的に管理するため、電子計算組織総括管理者（以下「総括管理者」という。）を置き、副広域連合長を充てる。

2 総括管理者は、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 電子計算組織の安全対策についての総合管理
- (2) 電子計算組織を利用した業務処理に係るデータの保護及び管理並びに個人データの漏えい防止についての総合管理
- (3) システムの開発及び変更に係る総合的な調整

(電子計算組織管理責任者)

第4条 電子計算組織を利用した業務処理の管理及び監視のため、電子計算組織管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、事務局長を充てる。

2 管理責任者は、所管する電子計算組織を利用した業務処理について、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 設置機器及びその環境等の管理
- (2) システムの管理及び監視
- (3) ファイル、プログラム及びドキュメントの適正な管理
- (4) データの保護及び管理並びに個人データの漏えいの防止
- (5) システムの開発及び変更に係る指揮監督
- (6) 障害発生時における復旧作業の指揮監督並びに原因調査及び分析
- (7) 電子計算機処理又はその事後処理を請負う受託業者の監督
- (8) 職員に対する機器操作等の教育訓練
- (9) 前各号に定めるもののほか、電子計算組織を利用した業務処理についての事項

(データ保護責任者)

第5条 データの管理及び保護のため、利用する課等にデータ保護責任者（以下「保護責任者」という。）を置き、当該課等の長を充てる。

2 保護責任者は、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 端末機等設置機器及びその環境の管理
- (2) ファイル、プログラム及びドキュメントの適正な管理
- (3) データの保護及び管理並びに個人データの漏えいの防止
- (4) 所属職員に対する教育及び指揮監督

(端末機取扱責任者及び端末機取扱員)

第6条 端末機を設置している課等の保護責任者は、その所属する職員のうちから端末機取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）に担当係長を充て、端末機取扱員（以下「取扱員」という。）に担当主事を充てる。

2 取扱責任者は、保護責任者の命を受け、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 端末機及び端末機入出力データの管理
- (2) 端末機の管理について、保護責任者の指定する事項
- 3 取扱員は、保護責任者及び取扱責任者の命を受け、次の各号に掲げる事務を行う。
 - (1) 端末機によるデータの入出力
 - (2) 保護責任者及び取扱責任者の指定する事項
(入出力帳票の管理)

第7条 保護責任者は、電子計算組織を利用する業務処理に係る入出力帳票を適正に管理するとともに、個人データが第三者に漏えいすることのないよう特に注意しなければならない。

- 2 電子計算組織を利用する業務処理に係る入出力帳票が不用になったときは、速やかに裁断、焼却その他復元ができない方法によって処分しなければならない。
(使用業務)

第8条 課等の端末機は、次の各号に掲げる場合に使用するものとする。

- (1) 当該課等の出力書類等の作成
- (2) 業務上必要なデータの入出力及び検索
(端末機の操作等)

第9条 端末機の操作は、取扱責任者及び取扱員以外の者が行ってはならない。ただし、業務上必要であり、保護責任者の承認を得た場合は、この限りでない。

- 2 端末機は、前条に定める業務目的以外の用途に供してはならない。
- 3 端末機の画面は、公簿の閲覧のために供してはならない。
- 4 取扱責任者及び取扱員は、他の者に端末機の操作方法を教示し、又は操作させてはならない。ただし、保護責任者から特に指示があった場合は、この限りでない。
- 5 端末機の使用時間は、原則として職員の勤務時間内とし、時間外に使用する必要が生じたときは、保護責任者の承認を得た上で管理責任者にその旨を報告し、許可を得なければならない。

(電子計算機処理の申請)

第10条 新たにシステムを作成し、又は既存のシステム的大幅な変更を行おうとする課等の長は、次の各号に掲げる資料を添えて総括管理者に協議し、その可否を決定する。

- (1) 現行事務の内容及び作業量についての資料
- (2) 現行事務に係る帳票等の見本
- (3) 現行事務に係る法令等についての資料
- (4) 前3号に定めるもののほか、現行事務の流れを知るために必要な資料
(効果の測定)

第11条 管理責任者は、電子計算機処理が行われた事務の実施状況について、その効果を測定するため、必要な資料を当該事務を所管する課等の長に求めることができる。

(データ利用の承認)

第12条 業務上特に必要があつて他の課等が管理するデータを利用しようとする課等の長は、当該データを管理する課の保護責任者と協議し、その利用の可否を決定する。

2 前項により利用の可否の決定をしたときは、課等の長は管理責任者に報告するものとする。

3 第1項の規定による申請が法第69条の規定に基づく個人情報の目的外利用又は外部提供に係るものであるときは、同条の規定により必要な措置をとらなければならない。

(データ・ファイルの執行機関等以外への提供)

第13条 保護責任者は、データ・ファイルを執行機関等以外のものに提供しようとするときは、統括責任者の承認を得なければならない。

2 前項により総括責任者の承認を得たときは、法第69条の規定に基づくほか、当該提供を受けるものと書面を取り交わさなければならない。ただし、法令等に定めがある場合は、この限りでない。

(電子計算組織を結合する方法による個人データ提供の制限)

第14条 執行機関等は、通信回線により結合された電子計算機を用いて執行機関等以外のものに対し、個人データを提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等の規定に基づくとき。

(2) 業務上の必要があり、かつ、個人データについて必要な保護措置を講じられていると認められるとき。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年訓令第1号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年訓令第3号)

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。